

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士河口湖町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにおいて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

富士河口湖町長

公表日

平成27年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の関係規定に則り個人住民税の賦課及び調査を実施する。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①個人住民税の賦課、更生に関する事務 ②課税・非課税証明書、所得証明書発行に関する事務 ③住民税課税情報の照会、回答に関する事務 ④各種申請、届出の受理に関する事務 ⑤住民、給与支払者への納税通知書の発送に関する事務 ⑥口座振替処理
③システムの名称	個人住民税システム 口座管理システム 収納消込システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
課税対象者情報ファイル 課税資料ファイル 課税台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第19条第7号及び別表第二 (照会できる事務)項番27 (情報提供できる事務)項番 1.2.3.4.6.8.11.16.18.23.26.27.28.29.31.34.35.37.39.40.42.48.54.57.58.59.61.63.64.65.66.67. 70.71.74.80.84.87.91.92.94.97.101.102.103.106.107.108.113.114.115.116.117.120
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 古屋 立夫
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富士河口湖町税務課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 電話番号0555-72-1113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富士河口湖町税務課 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地 電話番号0555-72-1113

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	